米国産生食用ジャガイモの全面輸入解禁の手続は中止し、食の安全と日本の農業を守ることを求める意見書

米国産生食用ジャガイモの全面輸入解禁の手続は中止し、食の安全と日本の農業を守ることを求める意見書

現在、日本では病害虫の侵入を防ぐため生食用ジャガイモの輸入は原則禁止されている。ところが、米国政府は生食用のジャガイモの輸入解禁を強く日本政府に求めており、農水省も輸入解禁に向けた手続を進めている。

ジャガイモ輸入解禁に対しては生産者・消費者から強い反対、懸念の声が相次いでいる。最大の懸念は「ジャガイモシストセンチュウ」という病害虫の侵入・蔓延のおそれである。2006年アメリカ・アイダホ州で発生が確認されたこの害虫被害は20年経過した今でも撲滅が確認されておらず、土壌で長期間生存する性質から一度圃場に侵入すると根絶が困難である。国内でも2015年にシストセンチュウが発生した北海道の地域においては、現在も生産量の回復に至っていない。

シストセンチュウは高温の油で上げると死滅するため、現在は米国産ジャガイモをポテトチップスなどの加工用に限り条件付で輸入を認めているが、生食用ジャガイモの輸入が解禁され、病害虫が土壌に侵入した場合、産地が壊滅的な打撃を受けるおそれがある。

米国内ではＧＭ（遺伝子組み換え）やゲノム編集ジャガイモが流通しており、輸入解禁により国内にも流通が拡大することが懸念されている。さらに外国産ジャガイモには、国内でジャガイモに対して使用が認められていないクロルプロファムという農薬やポストハーベスト農薬が用いられる場合があり、輸入拡大を理由に食の安全に関わる基準が後退するおそれもある。

現在生産量が減っているとはいえ国内では安全なジャガイモの供給ができている。しかし安い米国産ジャガイモの輸入は国内農家の経営基盤に打撃を与える可能性が大きく、食糧安全保障上も問題である。北海道農業協同組合中央会の会長は８月 18 日に、米国産生食用ジャガイモの輸入解禁の協議をめぐり「断じて認めるわけにはいけない」「安定生産、供給に努力している生産現場の意欲を著しく低下させる」と発言されている。国は、日本の農業と食の安全を守る立場で、生産者、消費者の強い懸念の声に応え、全面輸入解禁の手続を中止すべきである。

よって、府中市議会は、国に対して以下を求めるものである。

１　米国産生食用ジャガイモの輸入解禁に向けた手続を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月３０日

様

東京都府中市議会議長

佐　藤　新　悟